

事務連絡
令和3年7月13日

各都道府県教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食における窒息事故の防止について

学校給食における適切な指導については、従来から努めていただいているところですが、本年7月7日、小学校の学校給食において、5年生に在籍する児童がパンを喉に詰まらせて窒息する事故が発生しました。

文部科学省においては、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成31年3月）」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。

また、食品による窒息事故については、内閣府食品安全委員会ホームページに掲載の「食べ物による窒息事故を防ぐために」及び、厚生労働省ホームページに掲載の「救急蘇生法の指針（市民用）2015」も併せて御留意願います。

今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人の長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等に対し周知をお願いいたします。

(参考)

「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」平成31年3月改訂

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

内閣府食品安全委員会「食べ物による窒息事故を防ぐために」

https://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf

厚生労働省「救急蘇生法の指針（市民用）2015」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000123021.pdf>

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

食育推進係、学校給食係

TEL : 03 (5253) 4111

(内線 2095、2694)